

# アメリカ農業における家族経営の 変貌と経営形態

稲 本 志 良

## 1 はじめに

アメリカ農業において開国以来、個人経営 (individual, sole proprietorship) としての家族経営 (family farm) が大多数を占めてきたし、また、そのような農業構造が政治経済的に望ましいものとされ、他の経営形態 (legal type of organization)、特に会社経営 (corporation) の進出から家族経営を擁護することがアメリカ農業政策の基調とされてきた。経営者とその家族労働力が所有する土地 (及び資本) を利用して農業生産を遂行するという伝統的家族経営が、「自主独立」というアメリカの政治経済思想を典型的に具現するものであるということがその根底にあったことはいうまでもない。

その伝統的家族経営は、長い歴史の過程で多くの局面で変化してきた。その主要な局面の1つは近年、個人経営としての家族経営から共同経営 (partnership)、会社経営への移行が進んできていることである。すなわち、農業経営 (farm firm) の経営形態が多様化し、ゆるやかではあるが経営体数構成比、土地占有率、販売額占有率でみて家族経営が相対的に低下し、共同経営、会社経営が相対的、絶対的に上昇してきているということである。

現在、このことに関して、基本的に2つの観点から多くの関心が寄せられている。1つは農業構造・政策問題という観点からの関心であり、2つは家族経営、より一般的には農業経営の発展という経営問題という観点からの関心である。本稿の課題は、このような農業経営の経営形態の多様化ということに注目して、特に家族経営の発展という観点から、その背景・動向及び意義について明らかにすることである。この課題は、家族経営をとりまく経済的条件の変化や技術進歩という条件変化のもとで、家族経営が本来的にもつ経営形態上の強みを如何に保持し、弱みを如何に克服していくかという筆者の関心と関連するものであり、農業経営発展論の重要な1つの領域である。

以下、2では経営形態の多様化の背景及び基本的な3つの経営形態の特質と意義について、3では近年の経営形態の多様化の一般的動向及び稲作農場調査の6つの事例における経営形態の具体的実態について、4では家族経営の発展と経営形態について検討する。

本稿は、昭和62年度文部省海外学術調査 (研究代表者京都大学教授 亀谷 豊) の成果の一

部を整理したものであり、日・アメリカ・タイ比較の視点から今後、更に研究を深めて行く予定である。多くのご教示をいただければ有難い。

## 2 家族経営の変貌と経営形態の多様化

### 1) 経営形態の多様化の背景

先に指摘したように、アメリカ農業において大多数を占めてきたいわゆる伝統的家族経営は多くの局面で変貌してきており、それらの総体としての農業構造も多くの局面で変化してきている。経営形態の多様化はこのような家族経営の変貌の主要な1つの局面であり、その他の多くの局面での家族経営の変貌は、その経営形態の多様化を促進してきた背景でもある。先ず、このような観点から近年の家族経営の変貌を要約して示すと、以下の通りである<sup>1)</sup>。

- (1) 経営規模の急速な拡大
- (2) 借入地の増加と自小作農の増加
- (3) 経営組織（部門結合）の単一化・専門化
- (4) 労働と資本の代替及びそれに伴う投下資本額の増加
- (5) 投下資本額の増大に伴う借入金の増加
- (6) 外部依存の増加
- (7) 契約生産・垂直的統合の進展
- (8) 経営形態の多様化
- (9) 兼業化の進展

このように、近年の家族経営は多くの局面で変貌し、そして、それらは相互に密接に関連するものである。このような変貌の背景には、アメリカ経済の成長・発展ということがあることはいうまでもないが、ここでは特に次の諸点に注目しておかなければならない。

1つは、農業における活発な技術進歩である。その技術進歩は労働と資本の代替を急速に進展させ、規模の経済性を強く作用させて経営の最小適正規模、作業の最小適正規模を増大させた<sup>2)</sup>。その結果、経営規模の拡大、投下資本額の増大と借入金の増大、外部依存などが急速に進んだ。

2つは、農業政策の展開である。そのなかで商品計画が推進され、その結果、先の規模拡大と同時に経営組織の単一化・専門化が進んだ。信用政策・租税政策は労働と資本の代替を急速に進め、また、結果的に近年までの地価の急上昇をもたらした。その結果、先に指摘した規模拡大が進むと同時に、借入地が増加し自小作農が増加した<sup>3)</sup>。

経営形態の多様化は、以上までに指摘した家族経営の変貌と密接に関連しており、また、家族経営の変貌をもたらしたこれらの背景と密接に関連している。いま、これらの家族経営の変貌及びその背景を経営形態の多様化の背景という観点から整理すると、以下のような諸点を指摘することができよう。

1つは、経営の最小適正規模の拡大、投下資本額の増大は農業へ新規参入するために調達すべき資源量、特に土地、資本（金）を著しく増大させた。すなわち、農業への参入障壁を著しく高いものにした。また、経営の最小適正規模、投下資本額の持続的増大は農業経営の発展のために追加的に調達すべき資源量、特に土地、資本（金）を増大させた。

2つは、以上の経営の最小適正規模、投下資本額の増大は経営者が管理すべき資源量を増大させ、また、投下資本額の増大と借入金の増大は財務管理の重要性を増大させ、技術進歩による技術の高度化は技術に関する知識と熟練の必要性を増大させた。これらは専門的経営者、高度な知識や技能をもつ専門労働者などの人的結合とそこでの分業の必要性和有効性を増大させた。

3つは、資源の長期にわたる効率的な利用という観点から、有形・無形の資源の集合体としての農業経営の継続性の必要性和その重要性を増大させた。

4つは、農業政策のなかで特に租税政策は、特定の経営形態を育成するという政策目標を有していたわけではないが、結果的に所得税・財産税・雇用税などの適用において、農業者に対して経営形態の選択を極めて重要な経営戦略たらしめている<sup>4)</sup>。

5つは、農業政策のなかで不足払制度における支払制限も、結果的にはその法的支払対象の単位であるパーソン（person）の形成をめぐる、経営者に対して経営分割と経営形態の選択、経営形態の組合せの撰択を極めて重要な経営戦略たらしめている<sup>5)</sup>。

このように、近年のアメリカ農業において大多数を占めてきた個人経営としての家族経営に加えて、共同経営、会社経営など経営形態の多様化をもたらす背景となった要因は多い。特に、以上の5つの要因のなかで(1)、(2)、(3)は従来、農業階梯（agricultural ladder）といわれたアメリカ農業における伝統的な家族経営の発展の形態をほとんど不可能なものとし、また、家族経営における父子間、親族間の私的な労働契約（employment arrangement）、経営管理契約（operating arrangement）に限界をもたらすものであり、家族経営というアメリカ農業における伝統的な経営形態に対して、新たな経営形態の形成と選択を要請している<sup>6)</sup>。

次に、このような観点からアメリカ農業における基本的な経営形態の特質とその意義について検討しよう。

## 2) 経営形態の特質と意義

現在のアメリカ農業における基本的な経営形態は個人経営、共同経営、会社経営の3つであるが、共同経営に関しては更に一般的共同経営（general partnership）と制限的共同経営（limited partnership）の2つがあり、会社経営に関しては更に通常会社経営（regular corporation）と税金選択会社経営（tax-option, or sub chapter corporation）の2つがある<sup>7)</sup>。

3つの基本的な経営形態は多くの側面で各々異なった特質を有しているが、それを要約して示したのが表-1である<sup>8)</sup>。

表-1 経営形態の特質の比較

|                    | 個人経営          | 共同経営  | 会社経営  |
|--------------------|---------------|---|---|
| (1) 企業実体の性格        | 単独自然人         | 2人ないし2人以上の<br>自然人の集合                          | 株主一所有者から独立した法人                              |
| (2) 事業の継続性         | 死亡によっ<br>て終息  | 合意された期間、構成<br>員の死亡による終息                       | 永久ないし定められた期間                                |
| (3) 責任形態           | 個人の無限<br>責任   | 構成員全員の無限責任                                    | 株主の有限責任                                     |
| (4) 資金の源泉          | 個人の投資・<br>借入金 | 構成員の出資・借入金                                    | 株主の出資・株の販売・その他<br>の借入金                      |
| (5) 意思決定<br>(経営管理) | 所有者           | 構成員の合意  | 株主によって選出された重役が<br>自から選出した職員を使って経<br>営管理を行う  |
| (6) 事業内容の制限        | 所有者の裁量        | 構成員の合意  | 法人会社法・州法人会社法                                |
| (7) 利権の移転          | 個人経営の<br>終息   | 共同経営の解体；もし<br>全員の合意がなされれ<br>ば新しい共同経営が設<br>立可能 | 株の移転は経営体の継続性に影<br>響しない；もし制限がないなら<br>社員外移転可能 |
| (8) 死亡の影響          | 清算            | 清算または生存構成員<br>へ売却                             | 法人経営に対しては影響なし、<br>株は遺産または相続によって残る           |

表-1では、3つの経営形態に関して多くの側面についての特質の比較がなされているが、そのなかで、先ず法律形態という観点からの3つの経営形態の特質に注目すると、次の4つの側面での相違を指摘することができる。

(1) 個人経営、共同経営が自然人企業であるのに対し、会社経営は株主から独立した法人格をもつ法人企業である。

(2) 個人経営、共同経営（ここでは一般的共同経営に限定した場合である）は各々無限責任という責任形態をとるが、会社経営は有限責任という責任形態をとる。

(3) 個人経営、共同経営の意思決定ないし経営管理の機構は、前者においては所有者の自由裁量、後者においては構成員の合意に基づくものであり、法律的には何れも任意であるが、会社経営では会社法に定められた要件を備えなければならない。

(4) 個人経営、共同経営は株式証券を発行することはできないが、会社経営ではそれが可能である。

以上で示される4つの側面での相違は法律形態としての形式上の相違であり、更に経済形態としての経済的に実質的な側面に関する相違に注目しなければならない。この点を家族経営に関して指摘されてきた経営形態上の特質との対比という観点から整理すると、以下の2点を指摘することができよう<sup>9)</sup>。

稲本：アメリカ農業における家族経営の変貌と経営形態

(1) 伝統的家族経営に関して特に強調された経営形態上の特質は、基本的に所有・労働・経営（管理）の一致である。そして、このような特質は家族経営内での財産の相続と子弟の新規就農を通して維持されてきた。しかし、その伝統的家族経営は個人経営としての経営形態を維持しつつ、多くの局面で変貌してきたことは先に指摘した通りである。

これに対し、共同経営、会社経営は家族という枠を越えて人的・物的資源の調達、特に資本の調達を制度的に可能にし、また、資質に恵まれ、強い営農意欲をもつ経営者の確保を制度的に可能にするものである。

(2) 家族経営の経営形態上の特質として指摘されてきた点は、家族経営が家族・家族労働力と共にライフサイクルを伴うということであり、その過程は新規参入（家族経営の創設）—成長—退出という3つの段階に区分されるのが一般的である。このことは少なくとも経営者がある年齢に到達する時点で、または成長の過程で死亡した時点で家族経営の活動が中止されること、すなわち、家族経営が制度的にみた世代間での継続性を欠如していることと理解されている。

これに対し、共同経営は1人の構成員の死亡の際に当初の合意に基づいて事業の継続が中止され、それが解散される場合もあるが、生存構成員への出資の売買・委譲によって事業の継続性は保持される。また、会社経営では株の売買によって制度的に事業の継続性は保障されている。このような事業の継続性の可能性の有無は、先に指摘した長期的観点からみた有形・無形の資源の効率的利用という点と同時に、長期投資に対する動機づけという点で重要な経済的に実質的な意味を有している。

- 1) 詳細は次の文献〔1〕,〔8〕,〔9〕を参照。
- 2) 近年のアメリカ農業における技術進歩、規模の経済性などに関する実証的研究において、長期平均費用曲線は伝統的に理解されてきたU字型曲線よりもL字型曲線がより現実を反映することを立証している。最小適正規模の概念はL字型長期平均費用曲線の理解と関連している。
- 3) 近年のアメリカの農業政策の動向とそれが農業構造に与えた影響の分析は文献〔9〕に詳しい。
- 4) アメリカ農業における租税制度、特に経営形態間での比較に関して文献〔6〕参照。
- 5) 不足払制度における支払制限とその法的支払対象の単位としてのパーソンの概念については文献〔2〕を参照。
- 6) 家族経営における雇用契約、経営管理契約の具体的内容及び意義については文献〔3〕を参照。
- 7) 制限的共同経営は資本のみを出資する構成員をもつ共同経営のことであり、これらの構成員は有限責任制が適用される。税金選択会社経営は、法人税の2つの課税方法のなかで課税負担の少ない方を選択した会社経営である。詳細は文献〔7〕参照。
- 8) 文献〔3〕より引用。
- 9) 経営形態を法律形態と経済形態の2つの側面から把握する視点、そして実質的な意味をもつ後者を重視すべきことを指摘しているものとして、文献〔10〕参照。

## 3 経営形態の多様化の動向

## 1) アメリカ農業における一般的動向

近年、アメリカ農業において個人経営としての家族経営が大多数を占めるという基本的構造に変化はないが、それが徐々に変化して共同経営、会社経営が次第に経営体数を絶対数でも、また相対的シェアでも増大させてきている。いま、これをUSDCの農業センサス結果によってみると、表-2の如くである。

表-2 アメリカ農業における経営形態の動向 単位：1000個，％。

|      | 1974年          | 1978年          | 1982年          |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 個人経営 | 2071.0 (89.5)  | 1966.5 (87.1)  | 1945.2 (86.8)  |
| 共同経営 | 199.0 (8.6)    | 232.6 (10.3)   | 224.1 (10.0)   |
| 法人経営 | 39.3 (1.7)     | 49.7 (2.2)     | 60.5 (2.7)     |
| その他* | 4.6 (0.2)      | 11.3 (0.5)     | 11.2 (0.5)     |
| 計    | 2314.0 (100.0) | 2257.8 (100.0) | 2241.0 (100.0) |

\* その他は協同組合、エステート、トラスト、公的試験場などの農場を含む。

資料：USDC「農業センサス」1982年版。

同表には1974年以降1982年までの推移が示されているが、この間に個人経営が経営体数、シェアを低下させ、法人経営が経営体数、シェアを共に増大させてきており、法人経営は依然としてシェアは小さいが、この間にその増加傾向の顕著であることが理解される。共同経営は1978年まで経営体数、シェアを共に増大させ、1978年から1982年には共に微減傾向にある。1982年の経営形態別シェアについてみてみると個人経営86.8%、共同経営10.0%、法人経営2.7%である。

このような近年のアメリカ農業における経営形態の動向に関して多くの関心が寄せられるのは、先に指摘した法人経営の増加傾向に関するものである。特に法人経営の増加傾向に関して多くの関心が寄せられるのは、共同経営が家族内における親子間あるいは、近い親族間ものがほとんどであること、共同経営と法人経営とでは個人経営としての家族経営に対する相違点において大きく異なり、特に後者（法人経営）において法的形態として、いわゆる資本の進出し得る条件を具備しているということがある。このことが、「家族経営は生きのびれるか」、「少数の大規模に組織された法人経営によって家族経営は駆逐されるか」というような家族経営の将来性に関する多くの危機感をつのらせている。

そこで、近年の法人経営の増加傾向に関して統計的に観察されるいくつかの点について指摘しておこう<sup>10)</sup>。

第1に、法人経営の農用地占有率、販売金額占有率はその経営体数構成比よりもかなり大きく、法人経営の経営規模は個人経営、共同経営に比較してかなり大きい。

### 稲本：アメリカ農業における家族経営の変貌と経営形態

第2に、法人経営を株主数10人以上と10人以下の法人経営に分類してみると、後者が大多数を占めており、かつ、近年の法人経営の急速な増加は後者の増加によって占められている。

第3に、株主数10人以下の法人経営では家族によって所有される法人経営が大多数を占め、また、株主数10人以上の法人経営にも家族によって所有されるものが一部含まれており、法人経営全体に占めるいわゆる家族法人経営—家族会社経営（family corporation）の割合はかなり大きい<sup>11)</sup>。

第4に、法人経営は地域的に偏って分布しており、特に株主数10人以上の法人経営の地域的分布の偏りが大きく、それらはカリフォルニア、フロリダ、テキサス州に多い。

第5に、法人経営は作目別にも偏っており、特に株主数10人以上の法人経営の作目別分布の偏りが大きく、それらは肥育牛、ブロイラー、卵、果樹、野菜、ナッツなどに多い。

#### 2) 稲作農場調査事例における経営形態

次に、以上に示されるアメリカ農業における近年の経営形態の多様化の一般的動向を、より具体的に稲作農場の場合について検討しよう。ここに示す6つの稲作農場の事例は1987年8月にカリフォルニア州、テキサス州の稲作農業に関する国際比較研究の一部として行った稲作農場調査結果の一部である。ただし、事例(A)～(C)はカリフォルニア州、(D)～(F)はテキサス州に位置している。

一般に、稲作農場は他の穀作農場に比較して経営面積、投下資本額において大きく、また、ここで取りあげる6つの農場は、稲作農場のなかでは経営面積がかなり大きいものであり、必ずしもアメリカ農業における稲作農場の平均的動向として理解することはできない。むしろ、これらの事例はいろいろな局面で先進的な事例として位置づけておくことが妥当である。それだけに、規模拡大していく過程における稲作農場の経営形態の選択とその意義について検討するには、好事例であると判断してよい<sup>12)</sup>。

#### A Austin Lemenager氏(33才、短期大学卒業)

彼は父(66才)、兄(37才)と共に、各々が3分の1を出資して1975年にjoint venture(これを69 RANCHと呼んでいる)を設立した。このjoint venture設立以前は、父が個人経営を所有していたが、彼と兄の大学卒業を契機にこのjoint ventureが設立されて現在に至っている。

現在、このjoint ventureでは稲作、肉用牛肥育を行っているが、稲作部門は彼が、肉用牛肥育部門は兄が担当し、機械・施設の共同利用、相互に労働の提供を行っている<sup>13)</sup>。父はjoint venture全般の経営管理、機械使用以外の作業に補助的に従事している。また、母は家事のかたわら、両兄弟の妻は農場外の定職に従事するかたわら、特に記帳に従事している。

joint ventureという経営形態を選択した動機として税金対策、3人の何れかが退出しても

経営体を継続できること、Rice Program への対応、Paper Work が少なくすむことなどを挙げている。

経営面積、2,170 acre (所有地 1,700 acre 借入地 470 acre)、稲作付面積 500 acre、その他にアルファルファ、牧草地。

**B John R. Osborn 氏 (67才, 大学卒業)**

彼は大学卒業後、農業高校教師、個人経営の経営、フィード・ロットのマネージャーなど豊富な経歴の持主であるが、現在、個人経営、共同経営を所有し、同時に土地信託会社で総務担当マネージャーとして従事している。

彼の個人経営の経営面積は 500 acre であるが、これはすべて土地信託会社からの借入地であり、水稻 (250 acre)、ひまわり (50~60 acre) などを作付している。個人経営では雇用労働とカスタムワークに依存しながら本人は経営管理のみに従事している。また、甥 2 人と共に 3分の1 を出資して共同経営を所有し、搾乳牛 400 頭、経営面積 350 acre の農場を経営している。この共同経営でも彼は経営管理のみに従事している。

**C Tommy Lee McClellan 氏 (38才, 大学卒業)**

彼は大学卒業後、1971年に農場で労働していたが、1975年に独立して個人経営を創設した。この個人経営の経営面積は 237 acre (すべて借入地)、そのうち、水稻作付面積は 152 acre である。義父、義兄で設立した共同経営 (経営面積 400 acre, 所有面積 140 acre, 借入面積 260 acre, 稲作付面積 350 acre)、義父、義母、義兄、妻の 4 人で設立した法人経営 (経営面積 100 acre, すべて借入地, 稲作付面積 100 acre, 誰も農業に従事していない) も合わせて管理している。彼らはこれらの個人経営、共同経営、法人経営合わせて Sopwith Farm と呼んでおり、実質的には彼が管理している 1 つの個人経営としての性格が強い。

**D Michael Wollam 氏 (33才, 大学卒業)**

彼は大学卒業後、個人経営を設立したが、税金対策を契機に、1977年に父の個人経営 (1950年代設立)、義兄の個人経営の 3 つを結合して法人経営に移行した。その法人経営 (父が 50% の出資) は不足払政策の法的単位 (person) が 1 つと認定されていたが、1982年に父、義兄 3分の1 の出資による共同経営に移行した。その結果、不足払政策の法的単位は 3 つと認定された。現在、この共同経営は経営面積 2,707 acre, 所有地 7 acre, 借入地 2,700 acre であり、水稻作付面積 700 acre, 牧草地 980 acre である。彼らはこの共同経営を Max Wollam & Sons Farm と呼んでいる。

**E John Traris Garrett, Jr. (44才, 大学卒業)**



稲本：アメリカ農業における家族経営の変貌と経営形態

彼は大学卒業後の1964年に個人経営を設立した。父はすでに1950年に個人経営を設立しており、1975年には相続を有利に行うために、父、彼を含む4人の子供が出資して新たに法人経営を設立した。これら3つの経営をJacko & Nancy Garrett Farmと呼び、1982年父が引退した後は彼と彼の妻が経営を行っている。Jacko & Nancy Garrett Farmの経営面積7,300 acre、所有面積2,000 acre、借入面積5,500 acre、貸付地面積2,000 acreであり、稲作(作付面積714 acre)、肉牛繁殖及び農外部門としてBid & Acceptance Market(籾を精米業者に売る市場)を営業している。

F John Harvey Spoon氏(34才、大学卒業)

父が1952年に個人経営を設立していたが、彼及び彼の兄(35才、短大卒)が大学卒業後、就農するのを契機に1976年に3人出資による共同経営を設立した。しかし、1986年に父が引退し、現在は彼及び彼の兄が各々個人経営として経営している。

2つの個人経営の合計の所有面積3 acre、借入地面積3,200 acreであり、稲作付面積750 acreである。

以上、6つの稲作農場の事例における経営の概況及び経営形態について示したが、これらの事例から、次の諸点を指摘することができよう。

1つは、ほとんどの事例において比較的短期間に経営形態が変化しており、経営形態の選択が極めて弾力的に行われているということである。

2つは、経営形態が個人経営から共同経営へ、個人経営から法人経営へ、あるいは共同経営から法人経営へと1つの方向性をもって変化しているのではなく、共同経営から個人経営へ、法人経営から共同経営へというように、経営形態の変化は可逆的にも行なわれているということであり、この点でも経営形態の選択が弾力的に行なわれているということがいえる。

3つは、以上で指摘するような経営形態の変化は多くの場合、子弟の新規参入や経営者の引退など家族・家族労働力のライフサイクルと密接に関連しており、財産の相続をスムーズかつ租税対策上有利に行なうこと、所得税対策、最近では不足払制度に対応したパーソンの形成など、制度的要因に対する対応などがその背景にあるということである。

4つは、1人の経営者が経営形態の異なる複数の農場を所有し、かつ、それらを実質的に1つの農場として管理・運営しており、また、共同経営、法人経営の何れの場合も家族・親族によって所有されているということである。すなわち、以上の事例における共同経営、法人経営は家族共同経営、家族法人経営といわれるものであり、このことは前項で指摘した事実と符号するものである。

10) 詳細は文献〔8〕、〔9〕を参照。

11) 1982年のセンサス結果では会社経営60,500のうちおよそ90%に相当する54,500が家族会社経

営である。

- 12) アメリカの稲作生産及び稲作農場の概要については文献〔5〕参照。
- 13) joint venture は基本的な多くの点で共同経営に類似している。

#### 4 家族経営の発展と経営形態

前節で示したように、近年、アメリカの農業において伝統的家族経営は様々な局面で変貌し、かつ、個人経営としての家族経営は依然として農業における経営体数の大多数を占めながらもその経営体数は減少し、そのシェアも低下してきている。他方、共同経営・会社経営は経営体数も増加し、そのシェアも年々上昇してきている。そして、これらの共同経営、会社経営のほとんどは何れについても家族・親族が所有し、経営管理を行なういわゆる家族共同経営、家族会社経営である。家族経営をめぐるこのような経営形態に関する変化を家族経営の発展という視点から、基本的ないくつかの点について検討しなければならない。なお、ここでは経営発展を長期的にみた所得獲得能力の増大と考え、そのより具体的な内容を以下のように考えておく。

- (1) 人的・物的資源の集合体の量的拡大及び質的向上
- (2) 人的・物的資源の調達・継承をめぐる枠組みの合理化
- (3) 人的・物的資源の利用効率の向上

第1は、アメリカ農業において個人経営としての家族経営が大多数を占めてきたこと、また、近年の共同経営、会社経営において家族共同経営、家族会社経営が大多数を占めることに関する理解である。このことは、既に指摘した「自主独立」を尊ぶというアメリカの政治経済思想と、それを背景とした農業政策、すなわち大規模に組織された少数の会社経営への資源と生産の集中から家族経営を擁護するという農業政策とも関連しているが、ここではそれが家族経営の強靱性と経営管理における効率性の2つの点に関連している点に注目しよう。

家族経営の強靱性は、経営者・家族が所有する資源の自己雇用ということと密接に関連しており、それから派生する経営目標の多様性、所有資源の評価基準の多様性が不況と危険に対する強靱性の基礎になっている。

また、家族経営の経営管理の効率性は所有資源の自己雇用、特に経営者・家族労働力の自己雇用及び農業技術の特質、特に農業生産が直接的に作物・家畜の生命現象に関わり、また、土地の広延性ということに関わるということに関連している。すなわち、雇用経営者よりは所有経営者、雇用労働力よりは家族労働力による経営管理と農業生産の方が、結局は意思決定や労務管理など経営管理のための費用が大きく節約されるということである。勿論、このことは相対的なものであり、技術進歩によって工場生産的な農業生産が可能になる場合には、家族経営の経営管理における効率性の有利性は相対的に低下し、雇用経営者・雇用労働力に多く依存する非家族会社経営 (nonfamily corporation) などの農業への参入を可能にする。先に指摘した肥育牛、ブロイラー、卵などにおいて株主数が10人以上の会社経営 (これらの多くは非家

族会社経営を含む)が多いという事実はこのことを示している<sup>14)</sup>。

第2に、家族経営の発展と家族共同経営・家族会社経営の意義に関する理解である。このことは2つの内容に関連しており、1つは個人経営としての家族経営に対する共同経営、会社経営のもつ意義、2つはその共同経営、会社経営が家族・親族によって所有され、経営管理されることの意義である。

前者は既にふれたように、家族経営の経営形態上の特質、特に人的資源・物的資源の自己雇用、家族子弟の就農と財産の均分相続という人的資源・物的資源の調達と世代間の継承をめぐる家族経営の枠組みに関わっており、また、家族経営のライフサイクルということに関わっている。共同経営、会社経営は人的結合・資本結合及びそれらの世代間の継承という点において、個人経営としての家族経営の枠組みの合理化を組織の制度として可能にするものであり、このことによってまた、人的資源・物的資源の集合体の量的拡大と利用効率の向上を可能にするものである。

後者は、先に指摘した家族経営における経営管理の効率性ということと関連している。すなわち、共同経営、会社経営の多くが家族・親族によって所有され、経営管理される家族共同経営、家族会社経営として組織されるが、ここで特に注目しなければならない点は、人的結合が家族・親族の範囲で行なわれるということである。このことは家族経営における経営管理の効率性を共同経営、会社経営という経営形態において保持すると同時に、家族・親族による人的結合を通して専門化と分業の利益の実現を可能にするものであり、このことによってまた、人的・物的資源の利用効率の向上を可能にするものである。

このように、家族共同経営、家族会社経営は、先に指摘した経営発展の3つの具体的側面において各々多くの意義をもつものである。

第3に注目しておかねばならない点は、アメリカ農業における非家族会社経営の進出の可能性ということである。いうまでもなく、個人経営としての家族経営、家族共同経営、家族会社経営と非家族会社経営は生産物市場・生産要素市場において競争的關係にある。このことに関して、これまでに家族経営は生きのびるかという家族経営の将来性に関する危機感をともなった多くの関心が寄せられてきた。

このようなアメリカ農業における非家族会社経営は、現在、作目・地域的遍りをもって成立してきているが、その成立を可能にした主要な要因は工場生産的な農業生産の可能性を創り出した技術進歩、大規模な農産物の流通・加工資本による生産の垂直的統合、及び海外からの豊富な低賃金労働者の存在ということである。

大規模に組織された非家族会社経営の将来の大幅な進出の可能性は、一方でこれらの要因の将来の動向と密接に関連しており、他方で個人経営としての家族経営、家族共同経営、家族会社経営の発展の可能性と密接に関連している。しかし、前者に関しては、現在、非家族会社経営が進出している以外の作目においてそれらの進出を可能にし、促進するような条件変化は展

望されていないこと、また、アメリカ農業において依然として大多数を占める家族経営が家族共同経営、家族会社経営として発展する可能性を有することを考慮すれば、大規模に組織された非家族会社経営の大幅な進出は展望し得ないといつてよからう。

- 14) 農業における家族経営の経営管理の効率性と関連して家族経営の優位性を論じたものとして、  
拙稿〔4〕参照。

## 5 む す び

最後に、アメリカ農業における経営形態の多様化と政策的要因の関連に注目しておかねばならない。その1つは租税政策であり、2つは商品計画における不足払制度との関連である。何れも特に近年の経営形態の多様化に強い影響を与えていることには相違ないが、両者の間には基本的な相違がある。

前者は相続、経営成果の分配に関連して家族経営における人的資源・物的資源の調達・継承をめぐる枠組みに直接的に関連することによって、経営形態の多様化をもたらす要因として作用している。

後者は、特に不足払制度下における減反義務と支払制限の設定という2つの内容を含んでおり、稲作に関していえば35%（1985年現在）の作付制限と5万ドル支払制限である。これらは、現在の稲作経営に対して深刻な影響を与えている。1つは35%の作付制限による最小適正規模以下での経営が強制されることによる非効率をどのように克服するかということであり、2つは不足払対象単位であるパーソンを如何に形成していくかということである。このなかで、本稿の課題に直接的に関連するのは後者であり、多くの稲作経営がパーソンの形成をめぐる経営分割と経営形態の多様化が複雑に展開している。しかし、これによる経営形態の多様化は租税政策によるそれとは基本的に異なるものである。

これに関して研究上興味のもたれるのは、1つはこのようなパーソンの形成をめぐる法律形態としての経営形態の多様化が、今後、経済形態として実質的に家族経営の枠組の変化としての意味をもち得るかということである。2つは、このような経営形態の多様化が今後のアメリカ農業統計においてどのように把握し得るかということである。

なお、政策的要因が経営形態の多様化に与えた影響については、別の機会に論じたいと考えている。

## 参 考 文 献

- 〔1〕 Donald Paarlberg, Farm and Farm Policy Issues of 1980 S, The University of Web-raska Press, 1980（遠藤保雄・小西孝蔵編訳『ショーは始まった——米国農業のサバイバル戦略——』農林統計協会, 1985年11月）
- 〔2〕 Coping with The \$50,000 Limit, Landowner Professional Farmers of America, Inc.（但し年次不詳）
- 〔3〕 Emery N. Castle, Manning H. Becker, A. Gene Nelson, Farm Business Management,

稲本：アメリカ農業における家族経営の変貌と経営形態

Third Edition, Machmillan Pubulishing Company, 1987

- 〔4〕 稲本志良『農業の技術進歩と家族経営』大明堂, 1987年1月
- 〔5〕 亀谷昶・辻井博「アメリカ合衆国における米生産費の計測方法に関する研究」『農業計算学研究』No.19, 1987年12月
- 〔6〕 Raleigh Jobs, Jim Steward, Farm & Ranch Business Management, Deere & Company, Moline, Illinois, 1985
- 〔7〕 Stephen B. Harsh, Larry J. Connor, Gerald D. Schwab, Managing The Farm Business, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, New Jersey, Michigan State University, 1981
- 〔8〕 USDA, Structure Issues of American Agriculture-Agricultural Economic Report 438, 1979 (金沢夏樹訳編)『アメリカの家族経営——その実態と苦悩』楽遊書房, 1983年9月
- 〔9〕 USDA, A Time to Choose, 1985 (唯是康彦・篠原泰三監訳『食料超大国の崩壊』家の光協会, 1982年3月)
- 〔10〕 占部都美『経営形態論』白桃書房, 1983年3月